脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.36

国連障害者権利委員会委員長

***ローズマリー・ケース（Rosemary Kayess）様***

ブリュッセル、2022年6月29日　Ref. EDF-22-32-YV-AC

緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン案について

委員長様

　欧州障害フォーラム（EDF**、**欧州連合における障害のある1億人の権利を擁護する独立組織）を代表して、貴委員会が現在協議中の「脱施設化に関するガイドライン案」に関連して、ご連絡させていただきました。

　脱施設化は、CRPDの実施に関して、私たちの社会が最近直面している主要な課題の一つです。したがって、脱施設化**は**私たちが欧州で積極的に取り組んでいる権利擁護運動（advocacy）の焦点の一つとなっています。

　EDFは、締約国のCRPDの実施を支援するために一般的意見やガイドラインを通じて行われている委員会の活動を歓迎しています。自立した生活を営む権利に関する一般的意見第5号は、条約第19条の下で求められる義務を理解するための良い出発点です。

　私たちは、脱施設化のプロセスを支援するためには、国や地方自治体レベルの公的機関向けの実用的なガイドラインも必要だと考えます。そのガイドラインは、最終的な目標を強調すると同時に、目標を達成するための現実的な情報や推奨事項を示すものであることが必要です。そして、さまざまな経済的、地域的、文化的な実情を考慮し、事例と優れた実践、国の成功例、具体的な適用可能なステップ、ターゲットが含まれていなければなりません。

　残念ながら、今回の協議のために示されたガイドライン案は、現在の形式と手法では、政府が施設から地域密着型の自立した生活への移行を現実的かつ迅速に行うために必要な支援をまだ提供していません。

　ガイドライン案には、障害のある人の参加を確保することの重要性とともに、サービスへのアクセス、雇用、教育、あるいは交差性を考慮した全体的な視点の採用など、非常にポジティブな事項が含まれています。

　しかし、EDFは、現在のガイドライン案とその展開にいくつかのギャップと問題点を見出しました。その中で、以下の点を強調させていただきます。

・いくつかの団体は、意見の提出を含めて、協議プロセスへの参加が最適ではなかったと考え、懸念を示しています。ガイドライン案は自己権利擁護しようとする当事者（self-advocates）にとって理解しやすいものではありません。また、施設収容に最も関係している人々と対面で直接話し合う機会もありませんでした。

・示されている概念にはいくつか曖昧なものがあります．例えば、パラグラフ14にある刑務所、難民キャンプ、ホームレスのための保護施設などの施設が部分的に含められていますが、これがその環境に置かれた障害のある人に焦点を当てたものでない場合には、CRPDの任務の中核ではないと思われます。

・再定住のための即時および中期のニーズをカバーするために、施設を去る障害のある人に提供されるべき社会保護パッケージの内容のリスト（パラグラフ103（訳注　2022年9月のガイドライン最新版ではパラグラフ105）に列挙されている）は、さらに詳しく説明されるべき最重要テーマです。

・ガイドライン（案）に示された特定の法的意味合いは、パラグラフ54と55、85から87（訳注　2022年9月のガイドライン最新版ではパラグラフ53から57）など、通常は「一般的意見」（まだ草案作成，採択されていない）に含まれる考察を予期させるものです。これらの考察は重要ですが、委員会はこれまで、これらの条文（条約第13条と第28条）に関する一般的意見を発表していないことを強調しなければなりません。したがって、いくつかの意見は一時的なものであり、今後発表される一般的意見を通じて詳細に示されることが必要であると述べておきたいと思います。

　したがって、私たちは、一般的意見第5号（2017年）で表明されているように、第19条の完全な履行を達成するのに役立つ、実践的かつ運用可能なガイドラインを再策定することに全面的に賛同いたします。

　委員長の真摯なご配慮に感謝し、この件に関して、今後もより詳しく議論させていただけますよう、お願いいたします。

　よろしくお願いいたします。



**Yannis Vardakastanis**

欧州障害フォーラム代表

ヤニス・ファーダカスニス

（訳　2023年1月19日： 岡本 明、尾上裕亮、佐藤久夫）